

令和5年5月25日

令和5年度第1回子ども・子育て会議資料

# 平塚市幼保一元化に関する 公立園の見直しについて (改訂版) (案)

令和5年5月10日

平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて  
(改訂版)(案)

1	改訂に至った経緯	1
2	本市の現状	1
3	公立園の役割	2
4	改訂の考え方	3
5	各園の方向性	4
6	取組の推進	5

## 1 改訂に至った経緯

平成24年10月に策定した「平塚市幼保一元化に関する検討会 中間報告」（以下「中間報告」という。）では、公立保育所は、当面の間は廃園や保育所間の統合を検討しないものの、公設公営としての10園体制の維持を前提とせず民営化を推進することとし、公立幼稚園は幼稚園単独としての5園体制を前提とせず廃園や統合等を検討することとした。

平成29年2月に策定した「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて」（以下「見直し」という。）では、「中間報告」の考え方を踏まえ、耐震改修が必要な園を優先して見直すことで各園の方向性を示し、民営化、廃園や統合により、8園体制とすることとした。

今後、市全体の子育てサービスの維持・向上を図るためには、少子化が進展する中においても民間事業者の経営の安定性を確保しつつ、公立園の再編を進める必要があることから「見直し」を改訂することとした。

## 2 本市の現状

### （1）少子化

「中間報告」では、本市の少子化の状況について、令和6年には未就学人口が11,000人程度になると見込んでいたが、平成31年4月には既に11,051人となった。現時点では、令和6年には「中間報告」策定時の見込みと比べ、さらに14%減少し9,500人程度になると見込んでおり、少子化は急速に進展している。

### （2）保育所等と幼稚園等の利用状況

#### ア 保育所等

保育所及び認定こども園の2・3号認定部分の入所者数と入所保留児童数の合計（以下「保育所等入所希望者数」という。）は、令和元年度には4,320人、令和3年度には4,399人となり、それまで増加を続けていたが、令和4年度には4,362人となり、以降は減少することが見込まれる。ただし、未就学人口に占める保育所等入所希望者数の割合は、令和元年度は39.1%、令和4年度は43.2%と増加しており、今後も一定程度の保育需要が見込まれる。

## イ 幼稚園等

幼稚園及び認定こども園の1号認定部分では、令和元年度には園児数が3,104人で3～5歳の人口(5,830人)に占める割合は53.2%、令和4年度には2,758人で3～5歳の人口(5,430人)に占める割合は50.8%と、園児数と幼稚園利用率は減少しており、少子化の進展とともに園児数はさらに減少することが見込まれる。

## (3) まとめ

「中間報告」や「見直し」を策定した時点と比べ、少子化は加速し、幼稚園の園児数だけでなく保育所等入所希望者数が減少しており、状況が変化している。

このことから、公立園が担う役割と存続する園を整理し、各園の方向性を示す必要がある。

---

## 3 公立園の役割

公立園は、民間園とともに障がい児など配慮を要する子ども（以下「要配慮児」という。）を受け入れる役割を担う。ただし、要配慮児の状況から、民間園では受け入れが困難な場合は、公立園がセーフティネットとなる必要がある。

今後は、市全体の子育てサービスの質の向上や、民間園が要配慮児を積極的に受け入れることができる環境づくりに向けて、蓄積した保育や幼児教育のノウハウを民間園と共有するため、研修等の実施を検討する。

また、少子化の状況や民間園の充足率等を踏まえ、市内の民間事業者が保育所や幼稚園等を安定的に運営することができるよう、公立園の定員を調整するなど民間事業者を支援する。

これらのことから、市は、一定の公立園を存続する必要がある。

## 4 改訂の考え方

### (1) 公立保育所等

市は、市域を4つのエリアに区分けし、エリアごとに1園の公立保育所又は認定こども園を置く。その4園は、市全体の保育サービスを維持し向上させるため今後も公設公営として存続する。

4園以外の公立保育所は、建物の老朽化の状況、保育所の需要や設置状況などを踏まえ、民営化、統合や廃園を検討する。

なお、民営化が困難な場合は、市は保育サービスを提供する責務があり、地域の保育機能を維持する必要があることから、公設公営としての存続を検討する。

### (2) 公立幼稚園

2園の公立幼稚園のうち1園は、公立保育所と統合し認定こども園化することで、市全体の幼児教育の質を維持し向上させるため公設公営として存続する。

公立幼稚園のうち残りの1園は、建物の老朽化の状況、幼稚園の需要や設置状況などを踏まえ、民営化、統合や廃園を検討する。

## 5

## 各園の方向性

## (1) 公立保育所

園名	園の方向性	備考
神田保育園	公設公営として存続	
しらさぎ保育園	公設公営として存続	
吉沢保育園	公立の認定こども園として整備し、運営 (土屋幼稚園と統合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育環境を維持するため、「見直し」で示した方向性を変更する。</li> <li>(変更前) 民間で認定こども園として整備運営</li> <li>(変更後) 公立で認定こども園として整備運営</li> </ul>
若草保育園	当面は公設公営として存続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度から大規模改修を実施しているため、当面は公設公営として存続する。</li> <li>・ただし、近隣にある神田保育園が公立園の役割を担うことができるため、将来的には保育需要を踏まえ方向性を検討する。</li> </ul>
大神保育園	当面は公設公営として存続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツインシティ大神地区土地区画整理事業に伴う人口増加が見込まれるため、当面は公設公営として存続する。</li> <li>・ただし、近隣にある神田保育園が公立園の役割を担うことができるため、将来的には保育需要を踏まえ方向性を検討する。</li> </ul>
夕陽ヶ丘保育園	民間で整備し、運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立園としては廃園。</li> <li>・近隣にある港こども園が公立園の役割を担うことができる。</li> </ul>
南原保育園	民間で認定こども園として整備し、運営 (ひばり幼稚園と統合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立園としては廃園。</li> <li>・近隣にあるしらさぎ保育園が公立園の役割を担うことができる。</li> </ul>

## (2) 公立幼稚園

園名	園の方向性	備考
土屋幼稚園	公立の認定こども園として整備し、運営 (吉沢保育園と統合)	・教育環境を維持するため、「見直し」で示した方向性を変更する。 (変更前) 民間で認定こども園として整備運営 (変更後) 公立で認定こども園として整備運営
ひばり幼稚園	民間で認定こども園として整備し、運営 (南原保育園と統合)	・公立園としては廃園。 ・港こども園と、土沢地区に新たに整備し、運営する公立の認定こども園が、公立園の役割を担うことができる。

## (3) 認定こども園

園名	園の方向性	備考
港こども園	公設公営として存続	

## (4) 公立園の推移

	「見直し」前	⇒	「見直し」後	⇒	「改訂」後	公設公営として残る園
保育所	10	⇒	6	⇒	4	神田、しらさぎ、 若草(当面)、 大神(当面)
幼稚園	5	⇒	1	⇒	0	
認定こども園	0	⇒	1	⇒	2	港、土沢地区に新たに 整備する園
合計	15	⇒	8	⇒	6	

※「見直し」とは、平成29年2月に策定した「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて」のこと。

## 6 取組の推進

統合や民営化をする公立園については、今回の改訂で示す各園の方向性に基づき、令和6年度を初年度として策定する次期行財政改革計画に取組を位置付け推進することとし、その計画期間内に着手する。

以 上